クリーンセンターへ ごみを自分で持ち込む場合

1．予約は不要です。ただし、多量のごみや排出者本人が持ち込みできない場合は事前にお問い合わせください。
2．ごみは品目ごとに降ろす場所が異なります。降ろしやすいように、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」などに**分別してから車に積んでください。**
分別されていないごみについては持ち帰りいただくこともあります。また、積み下ろしはご自身で行っていただきます。なお、中身の残っているビン・カンなどについては中身を取り除いてからお持ち込みください。
3．せん定枝については、太さ15cmまで、長さ80cmまでの枝を円周が1m程度になるように、丈夫なひもや針金で縛ってください。
※雨樋、塩ビ管、パイプ、木材などについても同様となります。
4．シート、ホース、ロープなどは80cm以内に丸めたり、たたんだりして針金で縛ってください。
5．細かなごみや散乱しやすいごみなどを持ち込む場合には、中身が確認できる透明なビニール袋（容量は90ℓ以内）に入れてください。**指定ごみ袋を使う必要はありません。**
6．受け入れるごみについては、木更津市内で発生したものに限ります。
※本人確認と排出場所の確認のため、免許証などの確認をさせていただきます。また、現地確認をさせていただく場合もあります。

●一般家庭から出るごみについて

20kgまでごとに130円の**ごみ処理手数料**がかかります。

受入時間

月～金曜日　午前8時30分～午後4時
土曜日　　　午前8時30分～午前11時
※日曜日・祝日及び年始は受入しません。

●事業系ごみ

自営業（商店・農業・漁業含む）飲食店・事務所などから出るごみについて

20kgまでごとに180円のごみ処理手数料です。（一般廃棄物に限る。）
※一部の産業廃棄物についても処理を行っておりますが、20kgごとに500円のごみ処理手数料がかかります。詳しくはお問い合わせください。

受入時間

月～金曜日　午前8時30分～正午、午後1時～午後4時
※平日の正午から午後1時、土曜日・日曜日・祝日及び年始は受入しません。

ごみを自分で持ち込む場合にも分別を!!

市では処理できないごみ

市では、硬いものや大きいもの、有害・有毒なもの、危険なもの、リサイクルが行われているものなど、市の施設で処理できないごみは、収集・受入しません。

市では処理できません!!

●適正処理困難物

石・砂・砂利・土・廃・石膏ボード・外壁材・屋根材・断熱材・コンクリート製品・コンクリートくず・レンガ・タイル・瓦・アスファルト・プレハブ・その他建築・建設廃材に類するもの・浴槽・給湯器・電気温水器・太陽熱温水器・ソーラーシステム・ボイラー・オイル・廃油・ガソリン・混合ガソリン・灯油・揮発油・ペンキ・塗料類・プロパンガスボンベ・農薬・劇薬・在宅医療廃棄物（感染性のあるもの）・体温計（水銀を使用しているもの）・血圧計（水銀を使用しているもの）・二輪車（オートバイ・バイク）・自動車・二輪車部品・ホイール・タイヤ・消火器・充電式電池・ボタン電池・バッテリー・ボウリングの球・サーフボード・FRP（繊維強化プラスチック）製品・ピアノ・耐火金庫・農林漁業用機械・器具など

◎購入店、取扱店、木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者、処理業者などに依頼してください。

◎二輪車（オートバイ・バイク）、タイヤ、消火器、充電式電池、ボタン電池、バッテリーについては23ページから25ページの各リサイクルのページをご覧ください。

上記以外でも、長さ80cmを超える木・木の枝・木の根、中身が入った（穴を開けていない）カセットガスボンベ・スプレー缶、ガスが残っているライター、マッチ・花火（大量の場合や十分濡らしてないもの）、農薬や劇薬が入っていたびん、業者による増改築やリフォームなどにより発生した住宅設備など（建具、畳、流し台など）、著しく悪臭を発するもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他処理困難と判断したものなどは処理できません。

◎処理方法などでご不明な点は、廃棄物対策課（☎36-1133）へお問い合わせください。

家電リサイクル品

●家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられ、市では収集・受入しません。(消費者にはリサイクル料金・収集運搬料金の負担が義務付けられました。)

①買い替えの場合は、お店に引き取ってもらう。
②買ったお店に引き取ってもらう。
③木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。(※ 26 ページ参照)
④指定引取場所へ自分で持ち込む。

●家電リサイクル品の指定引取場所

※平成 21 年 10 月より、メーカーによる引取場所の区別はしていません。両方の業者にどのメーカーの物も持ち込みできます。

房州物流(株)木更津営業所 潮見5-18 ☎36-1814	日鐵物流君津(株)人見物流倉庫 君津市人見1465-1 ☎0439-80-3300

市では収集・受入しません!!

家庭で使っていたパソコンのリサイクル

家庭で使用したパソコンは、パソコンメーカーが回収して、資源として再利用されています。**平成16年4月1日から市では収集および受入はしていません。**

処分する時は各パソコンメーカーのホームページを確認し、回収・リサイクルをお申込みください。メーカーがないパソコン（自作パソコンや倒産や事業撤退したメーカーなどのパソコン）やパソコンリサイクルについてのお問い合わせはこちらへ。

●問い合わせ先：一般社団法人　パソコン3R推進協会
●電話番号：03-5282-7685　　FAX番号：03-3233-6091
●ホームページ：http://www.pc3r.jp

PCリサイクルマーク

リサイクル

処分しようとするパソコンに、図のような「PCリサイクルマーク」の表示がある場合は、**回収再資源化料金（リサイクル料金）を負担することはありません。**

このマークがついていないパソコンは**回収再資源化料金（リサイクル料金）を負担していただきます。**

回収の対象となるもの

○デスクトップパソコン本体　○ノートブックパソコン　○CRTディスプレイ　○CRTディスプレイ一体型パソコン　○液晶ディスプレイ　○液晶ディスプレイ一体型パソコン

※購入時に梱包されていた標準添付品（マウス・キーボード・スピーカー・ケーブルなど）も一緒に回収します。

回収の対象とならないもの

●プリンター・スキャナー　●ワープロ・PDA（パームトップコンピュータ）　●ワークステーション/サーバ
●ゲーム機　●取扱説明書/マニュアル　●CD-ROMなどの記録メディア

自動車のリサイクル

平成17年1月1日から自動車リサイクル法が完全施行されました。法では自動車メーカー・輸入業者にシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引き取り・リサイクルを義務づけています。

その処理費用として、新車購入・車検・未車検のまま廃棄を行う場合には、その車の所有者がリサイクル料金を負担することとなりました。

限りある資源を有効に利用し資源循環型社会の構築のためリサイクルにご協力ください。

詳しくは、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターへお問い合わせください。

■自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

電話番号：050ー3786ー7755（コールセンター）
受付時間：月～金曜日　午前8時30分～午後8時
土・日曜日、祝日　午前9時～午後6時
ホームページアドレス：http://www.jarc.or.jp

自動車リサイクル法の仕組み

情報管理センター（財）自動車リサイクル促進センター

リサイクル料金の支払い

インターネットを利用し報告

使用済自動車（中古車としての下取りは除く）

クルマの所有者

リサイクル料金の支払いを確認し引き取る

引取業者　フロン類回収業者　解体業者　破砕業者

再利用可能な部品や金属の回収、リサイクルを実施

リサイクル料金の支払い

フロン類　エアバック類　シュレッダーダスト

リサイクル料金の払い渡し

資金管理法人（財）自動車リサイクル促進センター

リサイクルを実施

自動車メーカー・輸入業者
シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取ってリサイクル・破壊

二輪車(オートバイ・バイク)のリサイクル

二輪車（オートバイ・バイク）を処分するときは、国内メーカー等16社が国内で販売した二輪車については、「二輪車リサイクルシステム」の利用をお願いします。
リサイクルの対象となる二輪車は、次の事業者のものです。

【参加事業者】

本田技研工業（株）、ヤマハ発動機（株）、スズキ（株）、川崎重工業（株）、（株）成川商会、（株）MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan（株）、（株）福田モーター商会、（株）イーケーエー、（株）プレストコーポレーション、（株）ブライト、ドゥカティジャパン（株）、ビー・エム・ダブリュー（株）、トライアンフ・ジャパン（株）、（株）エムズ商会、伊藤忠オートモービル（株）

二輪車リサイクルマーク

【手続き方法】所有する二輪車が不要となった場合には、次により手続きを行ってください。

二輪車リサイクルシステムのながれ

①ご不明な点は、電話でお問合せ
下記問い合わせ先へ。

②バイクを確認
対象車両・引取基準などをご確認ください。運輸支局または市区町村へ、廃車手続きを行ってください。

③持込先を選択
持込先は最寄の指定引取場所か廃棄二輪車取扱店へ。詳しくは下記問い合わせ先へ。

排出者とは二輪車の廃棄を希望する「二輪車の所有者又は所有者より二輪車の廃棄および処理再資源化などに関する一切の権限を付与された者」のことです。

指定引取場所へ持ち込む場合
④バイクと必要書類を持ち込む → 二輪車リサイクルシステム：指定引取場所（全国190箇所） **⑤管理票の記入**

廃棄二輪車取扱店へ持ち込む場合
④バイクと必要書類を持ち込む → 廃棄二輪車取扱店

廃棄二輪車取扱店ステッカー

運搬料金が必要
⑤管理票の記入
→ 店が運搬 → 指定引取場所

二輪車リサイクルシステム
指定引取場所（全国190箇所）
⑤管理票の記入
↓
処理再資源化施設

二輪車リサイクルシステムのご利用に際し、リサイクル料金の負担はありません。事業者（メーカーなど）の責任において適正にリサイクルします。

対象車両	◎参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ。
引取基準	◎ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪（ホイール）が一体となっている状態。（可動・不可動は問わない。各パーツがバラバラの状態は対象外。ごみや後付部品等は取り除く。オイルやガソリンは抜き取る。動力用充電電池や充電器は対象外。）

持込時に必要な書類

◎バイクの所有者が確認できる書類
- 原付⇒廃車申告受付書等
- 軽二輪⇒軽自動車届出済証返納済確認書など
- 小型二輪⇒自動車検査証返納証明書など

◎排出者の本人確認書類
- 運転免許証
- 健康保険証
- パスポートなど

■二輪車リサイクルコールセンター

電話番号：03-3598-8075
受付時間：午前9時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）
詳しくは、公益財団法人自動車リサイクル促進センター
ホームページアドレス：http://www.jarc.or.jp/motorcycie/

バッテリ・消火器のリサイクル

自動車用バッテリについて

自動車(二輪車)用バッテリは鉛を含んでおり、一般の廃棄物として捨てることはできません。使用済みのバッテリの適正な処理のために、蓄電池メーカーは自動車(二輪車)用バッテリのリサイクルに積極的に取り組んでいます。

処分する時は、販売店(使用済みバッテリリサイクル協力店)に持参してください。リサイクル協力店にはステッカーが貼ってあります。

廃棄二輪車取扱店ステッカー

詳しくは、一般社団法人電池工業会
ホームページ:http://www.baj.or.jp/index.html

消火器について

消火器の廃棄

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が行っています。詳しくはお近くの引取窓口へお問い合わせください。※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

引き取り窓口の探し方

消火器リサイクル推進センターのホームページ(http://www.ferpc.jp/accept/)で引き取りを行っている窓口を検索できます。

問い合わせ先:(社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター)
☎03-5829-6773　　ホームページ:http://ferpc.jp/

電池のリサイクル

電池について

■乾電池
使い切りの電池です。燃やせないごみの指定袋に入れて、指定の日にごみステーションに出してください。

■小形充電式電池
充電しながら使う電池です。充電式電池リサイクルボックスがあるリサイクル協力店（電器店・スーパーなど）で回収しています。

充電式電池リサイクルボックス

■ボタン電池
使い切りの電池です。腕時計や電子体温計、補聴器、万歩計などに使われています。ボタン電池回収缶がある回収協力店で回収しています。

ボタン電池回収缶

問い合わせ先：ボタン電池回収推進センター
●コールセンター
0120-266-205（平日9時～17時）
●ホームページ
http://www.botankaishu.jp

小形充電式電池って？

■ニカド電池
強力なエネルギーと充電、放電を繰り返して使え、電圧も安定しており経済的な電池。
●誘導灯 ●電動工具 ●コードレステレホン など

■ニッケル水素電池
ニカド電池より高い電気容量で充電・放電を繰り返して使える電池。
●デジタルカメラ ●ポータブルCD（MD）プレーヤー
●電動アシスト自転車 など

■リチウムイオン電池
軽量化、電気の大容量化の技術革新が進んでいる電池。
●ビデオカメラ ●携帯電話 ●ノートパソコン など

詳しくは、一般社団法人 JBRC
ホームページ：http://www.jbrc.net/hp/contents/index.html

使用済み小形充電式電池のリサイクル

みなさんの協力で回収された使用済み小形二次電池は、さまざまな工程を経て「ステンレス・鉄・銅・鉛・コバルト」などの資源に生まれ変わります。
それらは、新たな製品となって、私たちの暮らしに役立ってくれます。

その他の処理

■動物（犬・猫などの小動物）の死体処理

※ごみと一緒に焼却されます。遺骨のお持ち帰りはできません。供養などを希望される方は民間の動物葬祭業者に依頼してください。

●クリーンセンターへ自分で持ち込む場合
ごみ処理手数料は1体につき1,000円かかります。

◇受入時間
月～金曜日　午前8時30分～午後4時
土曜日　　　午前8時30分～午前11時
※日曜日・祝日及び年始は受入しません。

●クリーンセンターへ収集を依頼する場合
ごみ処理手数料は1体につき2,000円かかります。

■道路側溝の泥の処理

・道路側溝の泥を入れた土のう袋は、清掃した側溝の脇に置いてください。
・ごみステーションには出せません。

市役所土木課（☎23-8349）に収集を依頼してください。

ごみの事なら何でもお任せください

■木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者

事業系ごみ（商店・飲食店・事務所など事業活動に伴うごみ）、家電リサイクル品（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）、引越しなどで出る多量ごみなどの収集・運搬を行います。

事業所名	住所	電話
（有）木更津清掃社	中野143	40-1111
木更津リサイクル（株）	桜井1600-8	37-7007
（株）共進社	岩根4-9-19	41-6255
（有）栗原商店	高砂1-9-26	41-8398
（有）グリーン	真里谷4752	53-5005
（有）大丸運輸	潮浜2-1-31	37-0303
（有）丸三清運	戸国421	53-2277
（有）長田	八幡台1-3-7	36-1004

※市内全域を対象とした許可業者